

2025 年度 事業報告書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

2025 年度は、国際情勢の不安定化や世界的な人材獲得競争の継続に加え、為替変動や物価動向の影響により、海外人材にとっての就労環境が変化し、日本での就労の相対的な魅力にも一定の影響が見られる状況となったことから、技能実習及び特定技能制度の運用環境は一層厳しさを増した。

このような状況下において、各国との協力関係の深化、各種セミナーの開催、日本語教育支援の推進及び監理指導の強化を通じて、公益目的事業及び受入れ事業の双方における基盤強化を図り、安定的な事業推進につなげた。

1. 国際交流等事業（公益目的事業 1）

（1）国際交流及び調査研究

インドネシア、ベトナム、タイへの現地渡航及びオンラインセミナー等を通じて、海外における労働事情や経済動向に関する情報収集を行い、実態把握に努めた。

- ① インドネシア 海外労働者派遣・保護省を訪問し、海外人材についての意見交換と情報収集を行った。また、デンパサール市内および観光地であるクタ、ウブド地区にて市場調査を実施し、日本製品への関心の高まりを確認した。バリ州労働局への表敬訪問と情報交換を実施し、今後も継続的な情報交換を行うこととなった。
- ② ベトナム ダナン市人民委員会を表敬訪問し、今後の協力関係の確認と連携強化について意見交換した。また、ダナン市チャー・リン村ゴック・レー分校舎に太陽光パネルを寄贈し、同市教育訓練局を訪問して、今後の支援・設備導入に関する意見交換を行った。さらに、ダナン市内務局とは相互訪問を行い、人材送出し支援及び日本語教育支援の具体的な展開について議論した。また、駐日ベトナム大使館労働部長による外国人材受入企業訪問のサポートを行った。
- ③ タイ 労働省職業能力開発局への訪問を通じて、育成就労制度について教育や費用に関する意見交換を行った。また、経済的に困難な患者が必要な医療機器へ公平にアクセスできる環境整備を目的として、日本の老人介護施設で中古品となった電動ベッドや車椅子の寄贈サポートを行い、現地の複数機関と今後の連携強化に向けた協議を行った。また、駐日タイ王国大使館公使の外国人材受入企業訪問のサポート

を行った。

（２）海外人材の受入に係るセミナーの開催

中小企業をはじめとする国内企業の経済・人材の国際交流を支援するため、各関係機関と連携の上、外国人雇用に係るセミナーを全国で開催し、又は協力した。

- ① 第１回人材不足・人手不足対策 EXPO
特別講演対応及びブース出展(6月４日～6月６日)
- ② 埼玉県社会福祉協議会に対する「令和７年度第３回埼玉県外国人介護人材雇用促進セミナー」
講師派遣（10月６日、10月29日）
- ③ 埼玉県社会福祉協議会「埼玉県外国人介護人材雇用促進事業巡回セミナー・個別相談会」ブース出展（11月４日、11月25日、12月２日、12月23日）
- ④ 独立行政法人都市再生機構 西日本本社主催「外国人材の採用・定着と住まいのセミナー」
後援及びブース出展（12月２日）
- ⑤ 姫路商工会議所に対する「外国人雇用対策セミナー」
講師派遣（12月12日、1月22日）
- ⑥ 但馬県民局 県民躍動室に対する「はじめて取り組む企業のための外国人材雇用セミナー」
講師派遣（3月10日）

（３）ネットワークの構築と人材交流

- ① 国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact。以下「UNGC」という。）が提唱する人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応及び腐敗の防止に関わる「10の原則」を日頃の事業を通じて実践する組織として、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（Global Compact Network Japan。以下「GCNJ」という。）に加盟する他の企業・団体とともに、地球規模の持続可能な発展に向けた取組に継続して参加した。2025年度は、GCNJのGC社内浸透研究分科会及び関西分科会に役職員２名が参加した。
- ② 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society。以下「JP-MIRAI」という。）に継続して参画した。
- ③ 一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）の会員として、グローバル人材共生社会の環境整備を推進するための活動に参画した。人権分科会に職員を派遣

するとともに、総会に出席するなど、会員企業との意見交換の場を積極的に活用した。

- ④ ダナン市（旧クアンナム省）教育訓練局との連携協定内容に基づいて、ダナン市チャー・リン村ゴック・レー分校舎に太陽光パネルを寄贈した。
- ⑤ 日本の介護施設において美容関連レクリエーションを開催した。
- ⑥ タイ王国 故プミポン・アドゥンヤデート前国王（ラーマ9世）御誕生日・ナショナルデー・父の日のレセプション（駐日タイ王国大使館主催）へ出席し、同国南部地域大規模洪水被災地支援のための寄付を行った。
- ⑦ タイ王国の ZENDAI 財団へ、日本の老人介護施設で中古品となった電動ベッドや車椅子の寄贈を支援し、寄贈式に出席するとともに、現地の複数機関と今後の連携強化に向けた意見交換を行った。
- ⑧ ミャンマー中部地震被災者支援のための寄付を行った。

2. 技能実習生受入れ事業（公益目的事業2）

（1）監理、指導の強化

各関係行政機関等及び外国人技能実習機構等の監督機関の指導に基づき、適正な技能実習実施状況の確認の強化、出入国管理及び難民認定法、労働関係法令遵守の指導・確認強化、送出し機関への制度の周知と法令遵守の強化を図った。

また、監理業務に関係する職員については、監理責任者以外の職員にも監理責任者講習の受講を順次進めた。

（2）送出し国関連情報の収集

各国人材の入国並びに帰国の実現のため、主要送出し国の機関と連携し、関連情報の収集に努めた。

（3）事前講習及び入国後講習の強化

講習内容における課題等の把握に努め、日本語教育、社会ルールやマナーなど入国後における講習をより適正に実施するため、配属前の教育及び指導の徹底を図った。また、日本の文化を学ぶ機会を設けるため、課外授業を実施した。

日本語教育については、日本人講師による送出し国への日本語会話授業の実施や日本語

教育のノウハウの提供等により、入国前講習の強化を行い、入国後講習につながる効果的な教育の実施に努めた。

（４）送出し機関との協力体制強化

送出し機関との協力・協調体制の維持・改善が技能実習生受入れ事業の推進に重要であることから、情報提供・情報共有も含めて意思の疎通に努めた。

また、送出し機関の現状を精査して質の向上を図るため、希望する送出し機関における事前講習のサポート・助言を行った。

（５）技能実習実施者に対する監査の強化

実習実施者における技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、養成講習を積極的に受講するよう指導した。また、技能実習計画との齟齬がないことを確認し、出入国又は労働関係法令等の違反がないよう監査を徹底した。さらに、状況に応じて、個別の実習実施者を対象とした制度勉強会を行った。

（６）技能実習中の技術や言語の修得状況及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査

帰国後の円滑な修得技能等の活用に向けて、技能実習中の技術や言語の修得状況を定期的に調査して、技能実習効果の確認を図ることを目的に毎年実施している帰国後フォローアップ調査及び支援実施等の調査を行った。

（７）技能実習生の日本語能力の向上

技能実習の円滑な実施には、日本語による意思の疎通が重要であることから、日本語能力の向上に向け、以下の取組を行った。

- ① 日本語通信教育については、Web 上で課題の配信及び回答から結果通知までを行った。
- ② 技能実習実施者との会話能力の向上を目的に、必要に応じて、受入れ企業の事業所ごとに実習生への日本語講師を派遣するなど、日本語教室を定期的に実施した。
- ③ IPM 日本語作文コンクールの実施

- ④ 毎年恒例の同コンクールに 82 作品の応募があり、金賞 1 名、銀賞 1 名及び銅賞 1 名を表彰した。
- ⑤ Facebook や YouTube を通じた日本語学習支援の充実
- ⑥ 日本語学習にインターネットや SNS、学習アプリなど、スマートフォンやパソコンを活用した学習スタイルが広く利用されるようになっていたことを受け、Facebook と YouTube での日本語学習支援の内容を一層充実させた。
- ⑦ 日本語学習動画配信をはじめ、教材のダウンロードによる配布、LIVE 講義の配信、質疑応答や日本語能力試験等のお知らせなどの学習支援の他、日本での生活に役立つ動画も作成・配信を行った。
- ⑧ 送り出し機関への教育サポート
- ⑨ ウェブによる日本語等の事前教育を、インドネシア、ベトナム、タイ、モンゴル及び中国の送出し機関に対して実施した。IPM 日本語教師による教育サポートは 466 回、303 名を対象に行い、送出し機関による日本語教育の強化を支援した。

(8) 適切な技能実習候補生の支援等

入国前講習の状況報告の頻度を増やし、実習生個人に合わせた教育ができるよう体制を整備した。また、技能実習実施者とも連携して、Web 上で候補生を激励し、実習生としての適切な心得を持つよう教育した。

(9) 技能実習生の行方不明の防止

行方不明防止にかかる母国語パンフレットの活用や、実習生が不安や悩みを感じた時に即座に対応できる母国語対応職員の態勢強化を図った。

失踪の原因の一つである高額な借金については、ベトナムの送出し機関に対して、協力覚書及び送出し機関要件の確認書を徴取し、実習生から相談があった場合には、技能実習計画申請時の申告内容との齟齬が生じないよう防止策を講じた。

(10) 送出し国の多様化

海外における労働事情、経済動向及び企業の海外進出等に関する調査研究を踏まえ、今後の技能実習生の送出し増加が予想されるタイ、インドネシア、ミャンマー、ネパール等について、優良な送出し機関の調査並びに信頼できる送出し機関との連携を通じ、送出し国の多様化を図った。

(11) 技能実習制度の普及の強化

技能実習制度の趣旨の徹底及びこれに係る活動等について、新たに追加された職種や、より高い日本語能力が求められる介護職種への技能実習生の受入に積極的に対応するため、次の5項目に取り組んだ。

- ① 各関係機関（各都道府県及び市区町村、各企業団体、工業会、組合等）の協力も得て、企業等への文書配布、訪問及び定期的な連絡による組織的な普及活動を行った。
- ② 技能実習制度について広範囲に周知を図るため、普及活動やセミナー開催を強化し、役職員の普及活動能力の一層の改善・向上等に努めるとともに、事務所間の密接な連携を推進した。また、知り得た普及活動に資する有用な新情報は、普及ツールへの記載を通じて、随時全役職員へ周知し、役職員の普及活動の改善・向上に努めた。
- ③ 新規職種の拡大に積極的に対応するとともに、移行職種の追加、複数職種実習に係る検討を行うとともに、追加された職種・作業についてはIPM独自の普及ツールを作成するなど制度改正の趣旨に沿った運用が図られるよう普及活動の強化を図った。
- ④ 各地において技能実習生受入れに関する説明会・セミナー等を開催し、技能実習制度の普及を推進するとともに、技能実習法を正しく理解するための情報提供を行った。また、新たに施行が予定されている「育成就労制度」における従前制度との違いの理解に資する基礎資料の作成にも着手し、普及活動やセミナー等で活用できるようにした。
- ⑤ 広報誌「IPMニュース」等の各種制度案内資料を通じて、技能実習制度の普及を図った。また、ホームページ改修による広報基盤の強化にも着手し、本格展開については第三者の支援を得ながら、次年度中の完成を目指すこととした。

3. 収益事業

特定技能外国人受入事業について、登録支援機関として適正な支援に努め、特定技能所属機関との連携を図り、関係法令の適切な運用及び労働関係法令に関する指導強化を図るとともに、その遵守を徹底するなど、適正な実施を推進した。

4. 管理部門

（１）広報活動

- ① 広報誌「ＩＰＭニュース」について、企業が求める情報をより適切に提供できるよう、デザイン及び内容を見直した。年４回発行し、技能実習制度に関する最新情報、実習実施者の優れた取組の紹介、日本語作文コンクール入賞者の紹介など、財団と企業との双方向性のある情報のほか、海外における労働事情、経済動向、企業の海外進出、外国人の採用に関する情報等を提供した。
- ② 財団の刊行物「外国人若者との付き合い方」を普及活動等に活用した。

（２）組織体制の強化

- ① 各事務所における適正な職員配置に向けた対応を行い、体制整備を図った。
- ② 技能実習生受入れの監理業務の適正な実施に不可欠なコンプライアンス、労務管理及び情報セキュリティ等に関する研修を継続的に実施し、業務の質の向上を図った。
- ③ 各事業所の監理責任者に限らず、監理責任者以外の職員にも監理責任者養成講習を受講させ、制度理解の深化を図った。
- ④ 全職員参加型対面職員研修会議を開催した。
- ⑤ 外国人就労者に係る職業紹介事業について、適正に実施した。
- ⑥ 監査については、各事務所に対し、３か月に１回実施し、各事業の効率化及び効果的な運営に努め、適正な法人活動を担保した。

５．改正公益認定法第 21 条第 4 項に基づく記載事項

（１）公益目的事業の取組実施状況

当財団は、定款に定める目的に基づき、公益目的事業として「国際交流等事業」及び「技能実習生受入れ事業」を実施した。国際交流等事業においては、主要送出し国との関係強化、現地調査、セミナー開催、関係団体とのネットワーク構築等を通じて、海外人材をめぐる環境変化の把握と国際協力の推進に努めた。技能実習生受入れ事業においては、監理・指導の強化、送出し機関との連携、日本語教育支援、入国前後の講習、監査の徹底、行方不明防止対策等を通じ、制度の適正な運用及び技能実習生の保護並びに技能修得支援に努めた。

各公益目的事業の具体的な実施内容、実施結果及び実績の概要は、本事業報告書の「１．国際交流等事業（公益目的事業１）」及び「２．技能実習生受入れ事業（公益目的

事業2)」に記載のとおりである。当財団は、これらの事業の実施を通じて、不特定かつ多数の者の利益の増進に資するよう、社会的要請及び制度環境の変化を踏まえながら、事業の継続的改善と質の向上に努めた。

（2）運営体制充実のための取組実施状況

当財団は、公益目的事業の適正かつ継続的な実施を確保するため、各事務所の適正な職員配置に向けた対応を行い、体制整備を図った。また、技能実習生受入れの監理業務の適正な実施に不可欠なコンプライアンス、労務管理及び情報セキュリティ等に関する研修を継続的に実施し、業務の質の向上に努めた。

さらに、各事業所の監理責任者に限らず、監理責任者以外の職員にも監理責任者養成講習を受講させるなど、制度理解の深化を図るとともに、全職員参加型対面職員研修会議を開催し、法人全体の業務品質及び法令遵守意識の向上に努めた。加えて、各事務所に対する監査を3か月に1回実施し、特に公駅目的事業2事業を中心とした業務の適正化及び効果的な運営に努め、法人活動の遵法性の確保を図った。

このほか、広報誌「I P Mニュース」の発行、刊行物の活用等を通じて情報発信の充実を図り、制度の正しい理解の促進と法人運営の透明性の向上に努めた。これらの取組の概要は、本事業報告書「4. 管理部門」に記載のとおりである。

（3）取組実績の評価

公益目的事業1（国際交流等事業）

（受益者の不特定多数性の確保） セミナー・説明会については、特定の会員企業に限定せず、各都道府県・商工会議所・社会福祉協議会等の公的機関と連携の上、広く一般の中小企業等を対象として全国各地で開催した（計6事業・複数日程）。

（受益機会の公平性） セミナー・説明会は、特定の会員企業等に限定せず、各都道府県・商工会議所・社会福祉協議会等の公的機関と連携の上、地域・業種を問わず広く一般の中小企業等が参加できる形式で開催した。また、寄付・寄贈活動については、タイ王国南部地域大規模洪水被災地支援のための寄付、ベトナムのダナン市の学校施設への太陽光パネルの寄贈、タイ王国のZENDAI財団を通じた電動ベッド・車椅子等の介護福祉機器の寄贈支援及びミャンマー中部地震の被災者支援のための寄付を行うなど、特定の個人又は

団体の利益に偏ることなく、広く現地の不特定多数の住民・利用者を受益者として公平に実施した。

（公益推進への貢献） ベトナムのダナン市人民委員会、内務局、タイ王国の労働省職業能力開発局等の行政機関・教育機関等の公的セクターとの連携を中心に、現地訪問及び情報交換を実施した。これにより、特定の民間機関の利益にとどまらない、送出し国・地域における人材育成基盤の整備及び日本との相互理解の促進という広範な公益的效果をもたらした。不特定多数の外国人材及びその家族・地域社会の利益増進に資する取り組みとして実施した。

（透明性・説明責任） 国連グローバル・コンパクト（UNGC）への「Communication on Engagement 2026」の対応、JP-MIRAI・NAGOMi への継続参画を通じ、人権・労働・環境・腐敗防止に関する取り組み状況を対外的に開示・報告した。

公益目的事業 2（技能実習生受入れ事業）

（制度適正運営の確保） 外国人技能実習機構等の監督機関の指導に基づき、技能実習計画との齟齬確認、入管法・労働関係法令遵守の指導・確認を徹底した。また、監理責任者以外の職員にも監理責任者養成講習を順次受講させ、組織全体のコンプライアンスの推進を図った。

（実習生の権利保護） 行方不明防止に係る母国語パンフレットの活用、母国語対応職員の体制強化、送出し機関への高額借金防止に係る協力覚書・確認書の徴取等、実習生の権利保護及び不当な搾取の防止に向けた実効的な措置を講じた。

（公正性・透明性の確保） 実習実施者への訪問監査（月次）、指定外部役員監査（各事務所・3 か月に 1 回）を実施した。

（受益者の適正性） 帰国後フォローアップ調査を実施し、技能実習の成果（技能・技術・知識及び言語習得状況、帰国後就業状況）を継続的に把握することで、制度本来の目的である技能移転の実効性を検証した。

運営体制の拡充

公益目的事業の適正且つ継続的な実施を担保するための組織的基盤の強化に資するものである。特に、監査の定期実施（3 か月に 1 回）及び全職員参加型研修の開催は、法人運営における透明性・公正性の確保という公益認定の要請に応えるものとして実施している。また、広報活動の充実、不特定多数の関係者に対する説明責任の履行に寄与するも

のであり、公益法人としての社会的信頼及び安全の向上に貢献している。

事業報告の附属明細書

特記すべき事項はありません。